

踏切道の拡幅に係る指針

1. 目的

本指針は、踏切道拡幅の基本方針、関係者間の連絡・調整体制を定めることにより、道路管理者が行う踏切道の拡幅の際に鉄道事業者と道路管理者が行う協議の指針となるものであり、踏切道を含む道路の拡幅計画がある場合及び既に前後の道路と幅員差が生じている踏切道について早期に問題の解決を図ることを目的とする。

2. 対象

鉄道と道路法（昭和27年法律第180号）による道路とが交差している場合における踏切道を対象とする。

3. 基本方針

(1) 踏切道の拡幅と踏切道の統廃合についての考え方

踏切道は、踏切事故の防止及び道路交通の円滑化のため、立体交差化、統廃合等によりその除却に努めるべきものである。ただし、踏切道に歩道がないか歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性にかんがみ、踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

また、以下の踏切道の拡幅については、近隣の踏切道の有無、地域状況等から統廃合が早期に実施できない場合に、実施することができるものとする。

- ① 標準幅員で2車線（片側1車線）までの道路拡幅。
- ② 立体交差化の工事施行協定が結ばれている場合の一時的な道路拡幅。

(2) 踏切道の安全性、維持管理の簡便性への配慮

(1)の場合において、道路管理者は、あらかじめ、鉄道事業者と協議のうえ、拡幅後の踏切道について以下の事項に配慮すること。

- ① 拡幅前と比較して、安全性が低下しないよう踏切道の構造、保安施設の補強等に配慮すること。
- ② 拡幅後の踏切道は、維持管理の簡便性に配慮した構造とすること。

4. 踏切道に関する連絡・調整について

(1) 踏切道調整連絡会議における連絡調整の実施

地方運輸局及び地方整備局は共同して、都道府県、管区警察局（北海道警察及び警視庁含む）、ならびに関係する鉄道事業者及び道路管理者の参画を得て、踏切道を含む道路の拡幅計画の報告、踏切道に係る諸問題の整理・調整等を行う踏切道調整連絡会議を設置するものとする。

また、本会議の運営にあたっては、円滑な調整を図るため、都道府県単位の分科会を設置するものとする。なお、分科会においては、管区警察局に代えて都道府県公安委員会が参画するものとする。

(2) 鉄道事業者、道路管理者間の調整等

- ① 道路管理者は、踏切道を含む道路の拡幅を計画しようとする場合は、当該踏切道の拡幅計画について鉄道事業者と事前に連絡・調整を図るものとする。
- ② 踏切道を含む道路の拡幅を行う場合又は既に幅員差が生じている踏切道の拡幅を行う場合は、鉄道事業者及び道路管理者は円滑な調整に努めるとともに、踏切道改良に併せて統廃合を行う場合は、鉄道事業者及び道路管理者は相互に協力し、地域住民や関係市町村の調整に努めるものとする。

附 則

本指針は、平成13年10月1日から適用する。